

年度末における自動車税預かり金の扱いについて

2月開催分について

落札車両の自動車税預かり金は**1カ月分**をお預かり致します。

- 2月中に抹消 ……全額落札店に戻ります。
- 2・3月中に登録 ……全額出品店に戻ります。
- 3月中に抹消 ……全額出品店に戻ります。
- 4月に入っての抹消 ……1カ月分を落札店に請求致します。
- 4月に入っての登録 ……年税を落札店に請求致します。

3月開催分について

落札車両の自動車税預かり金は**年税(12カ月分)**でお預かり致します。

- 3月中に抹消 ……全額落札店に戻ります。
- 3月中に登録 ……全額落札店に戻ります。
- 4月に入っての抹消 ……1カ月分が出品店に戻ります。
11カ月分が落札店に戻ります。
- 4月に入っての登録 ……全額出品店に戻ります。

軽自動車の預かり保証金について

軽自動車は預かり保証金として、**一律10,000円**をお預かり致します。

- 3月中に抹消・登録 ……全額落札店に戻ります。
- 4月に入っての抹消・登録 ……自動車税が出品店に戻ります。
自動車税を差し引いた金額が落札店に戻ります。

[注意] ※車検の有無にかかわらず**ナンバー付の車両**は、自動車税をお預かり致しておりますので、抹消依頼受付は、オークション終了後**30分以内**となっております。

※軽自動車は、**落札店の責任**において、税止めの申告を**必ず**行って下さい。

※当オークションでは、従来名義変更の促進強化を図る為、名義変更完了コピーの届出を**遅延**している車両に対して**「現在登録証明」**をあげ、その手数料を落札店に御負担頂いております。登録完了後、速やかに事務局に**FAX・郵送**にて御返信お願い致します。

年度末の書類取扱いについて

1.委任状等に3月31日迄の有効期限が記入されている場合

	仙 台	小 山	ベイサイド	小山VT
2月第4週開催	2月27日	2月22日	2月23日	2月24日
3月第1週開催	3月6日	3月1日	3月2日	3月3日

上記開催分については、**3/7(水)**迄に事務局に到着した書類に限り受理します。但し、規定期間(事務局到着より30日以上)未満の書類に関して落札店様が3月中に名変出来なかった場合には、**差替手数料なし**で差替して頂きます。

[注意] 上記指定日内に到着した書類に関しては、落札店様へ予告なく送付しますので落札車両代金の早期決済にご協力下さい。

- 3月第1週開催分各会場共→
出品票に有効期限の記入がある書類のみ**受理します。**
- 3月第2週開催分以降より各会場共→
3月31日迄の期限が記入されている書類は**受理しません。**

2.有効期限の記入がない場合→通常通り取扱います。

[注意] 2月開催以前の名変が未処理の場合は**至急**名変の上、コピーを**送付して下さい**。3月中に名変処理されない場合は自税年額を出品店様に支払って頂くだけではなく**ペナルティー**条項もありますのでご注意下さい。

※尚、当社福岡会場の取扱いは仙台・小山・ベイサイドとは若干異なりますので直接福岡会場(TEL.092-947-8800)にお問い合わせ下さい。